

出雲市農業委員会（第1期）第22回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1. 日時 平成31（2019）年4月25日 午後1時30分 ～午後2時40分

2. 場所 出雲市役所本庁 3階 庁議室

3. 出席委員（24名）

秦 久光	大梶 泰男	竹内 辰雄	岡 正	恩村 光則	落合 光啓
原 孝治	津戸 吉博	神田 伯	佐藤 始	小川 義和	久野 晴見
塩野 一男	持田 守夫	小村 伸治	遊木 龍治	河原 基	佐藤 さゆみ
若槻 博美	勝田 茂	高橋 忠男	板垣 房雄	勝部 隆司	江角 隆雄

4. 欠席委員（0名）

5. 提出議題

〔1〕報告

報第59号 会長専決処分の報告

報第64号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第65号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

〔2〕議案

議第147号 平成31年度第2回出雲農業振興地域整備計画の変更について

議第148号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第149号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第150号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第151号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第152号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第153号 非農地証明について

会長あいさつ

6. 議事

秦会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。署名委員に議席番号21番 高橋忠男委員と22番 板垣房雄委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。

報告事項、報第63号会長専決処分の報告、報第64号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

初めに報第63号「会長専決処分の報告」をいたします。

先ず、第21回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条7件及び農地法第5条18件については、4月10日開催の島根県農業会議第37回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。農地法第4条7件および農地法第5条7件を、常設審議委員会当日の4月10日付けで許可決定しております。

出雲農業振興地域整備計画の変更決定後に許可をすることとしていた案件、第20回総会の農地法第4条8件、農地法第5条43件、第21回総会の農地法第4条2件、農地法第5条6件については、除外の決定日と同日の3月28日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

続いて、報第64号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

林 主事 それでは、報第64号について、説明します。報告資料の1ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は受付番号1番から21番の21件の通知がありました。解約事由は、貸人の都合によるものが6件、借人の都合によるものが1件、耕作者の変更によるものが9件、中間管理事業への変更が1件、農地法第3条申請によるものが3件、農地法第5条申請によるものが1件です。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上報告といたします。

議長 報第65号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

林主事 それでは、報第65号について、説明します。報告資料の7ページ以降をこ

覧ください。

農地法第3条の3では、相続や、時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければならないこととなっています。

この届出につきまして、先月の受付は、受付番号第1番から第18番までの18件でした。取得事由は、18件全てが相続です。

今月はあつせん希望はありませんでした。

なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があつた日から40日以内とされています関係上、4月9日付けで通知を出しています。

以上報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議長 質問は無いものと認めます。

それではこれより議案の審議を行います。

議第147号平成31年度第2回出雲農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

農業振興課金山主任から内容について、説明をお願いします。

金山主任 議第147号平成31年度第2回出雲農業振興地域整備計画の変更の理由についてご説明させていただきます。

今回の変更につきましては農地の編入が1件となっております。変更の理由といたしましては農業経営規模の拡大のため、約8aを農業地区域に変更するという計画であるとしておりまして、農用地外から農用地として8aが編入されるものです。

具体的な理由といたしましては、平成30年度8月申請で農振除外をされた農地を一部編入されることとなっております。

具体的な内容につきましては、8月申請時、市内で建設業を営む法人が資材置場として4,803㎡を農振除外の申し出をなされ、平成31年3月28日に変更の決定がおりております。その内の8a、838㎡につきまして、隣接の土地所有者であります、農業者が一部除外しました土地を利用し農業を拡大したいという要望が昨年の年末にございました。話し合いの結果、今回、当該法人が編入に応じられ一旦除外した838㎡を農用地の田で編入予定です。

今後の予定といたしましては、編入除外の部分は農業用地『資材置場』で農地法第5条の許可申請される予定です。

以上で説明を終わります。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。

尚、こちらの案件につきまして関与委員はおりません。

それでは、議第147号平成31年度第2回出雲農業振興地域整備計画の変更について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。

よって議第147号を承認いたします。

次に、議第148号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課農地利利用調整係から内容について、説明をお願いします。

佐藤係長 議第148号農業経営基盤強化促進法に係る事業計画の決定について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、4月26日公告予定の集積計画の概要を説明いたします。お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、51筆、83,616.00㎡、うち新規の設定が24筆、36,253.00㎡、再設定が27筆、47,363.00㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄、0筆、0㎡です。また円滑化事業分が、3ページの左上の表の合計①欄、23筆、31,054㎡であり、中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、28筆、52,562㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、260筆、331,818.31㎡、うち新規の設定が64筆、74,181.00㎡、再設定が196筆、

257, 637.31㎡ です。

この内訳は相対分が2ページ右下の表の合計②欄、19筆、18,081㎡、円滑化事業分が3ページ左下の表の合計②欄、93筆、94,051.31㎡、中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、148筆、219,686㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一番左下の、計①+②の欄をご覧ください。311筆、415,434.31㎡です。その他詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回、3月25日の総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は、以上です。

議長 それでは、議題となっております議第148号のうち、2件が農業委員関与案件となります。

そのうち、7番原孝治委員の関与案件が、12、13ページの1300-24番の1件、13番塩野一男委員の関与案件が、19ページの1300-48番の1件、以上となります。

それでは、最初に7番原孝治委員の関与案件1件を先議案件といたします。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見はないものと認めます。

そうしますと、議第148号のうち、7番原孝治委員の関与案件1件について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、7番原孝治委員の関与案件1件の先議案件を承認します。ここで、原委員の除斥を解除いたします。

続いて、議第148号のうち、13番塩野一男委員の関与案件1件を先議案件とします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、13番塩野一男委員が除斥となります。

本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。
そうしますと、議第148号のうち、13番塩野一男委員の関与案件1件の先議案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、13番塩野一男委員の関与案件1件の先議案件を承認します。ここで、塩野委員の除斥を解除いたします。
続いて、議第148号のうち、先ほどの先議案件2件を除くすべての案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見はないものと認めます。
そうしますと、議第148号のうち、先議案件2件を除くすべての案件について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって、議第148号のうち、先議案件2件を除くすべての案件について承認します。
次に、議第149号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、を議題といたします。

議 長 事務局から内容について、説明をお願いします。

林主事 それでは、議第149号農地法第3条の規定による申請について説明します。出雲市農業委員会第22回総会議案の1ページ、申請書事由別説明書の左側の欄をご覧ください。今月は所有権移転の申請が13件ありました。

個別の事案について説明します。議案の2ページ以降をご覧ください。

受付番号1番です。譲渡人は高齢による労力不足であるため、申請地近隣の社会福祉法人へ贈与するものです。所有権移転後は、当該社会福祉法人の事業の一つである保育園運営に際して園児のための農園利用で畑として野菜等を栽培される計画です。

受付番2番です。譲渡人は高齢による労力不足のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が田や畑として耕作される計画です。

受付番号3番です。譲渡人3名は農業経営の縮小のため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人とその世帯員が畑として耕作される計画です。

受付番号4番です。譲渡人は高齢による労力不足となったため、経営規模の

拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として柿を栽培される計画です。

受付番号5番です。譲渡人は県外在住による耕作不便であるため、従前より申請地を耕作しており経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

受付番号6番と7番は関連があるため併せて説明します。どちらの譲渡人も市外および県外在住による耕作不便であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は受人およびその世帯員が畑として季節野菜を栽培される計画です。

受付番号8番です。譲渡人は高齢による労力不足により、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が畑として野菜を栽培される計画です。

受付番号9番、10番、12番は同一の受人であるため併せて説明します。譲渡人はそれぞれ高齢による労力不足により、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は受人およびその世帯員がそれぞれ田や畑として耕作される計画です。

受付番号11番です。譲渡人は高齢による労力不足であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が畑として耕作される計画です。

受付番号13番です。譲渡人は高齢による労力不足であるため、経営規模の拡大を望む受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人およびその世帯員が田として耕作される計画です。

以上受付番号1番から13番については調査書の4、5ページに記載してありますとおり、農地法第3条2項各号 不許可の該当条項には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

尚、この案件につきまして関与委員はおりません。

そういたしますと、議第149号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第149号を承認いたします。

次に、議第150号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承

認について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 それでは議第150号、農地法第4条の申請について説明します。

議案書は6ページから7ページ、説明資料1ページから9ページ、参考資料は1ページから18ページになります。今月は12件の申請がありました。このうち、説明基準に該当する案件は3件です。なお、5月開催予定の第38回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは1件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。

議案書6ページの受付番号1番についてご説明いたします。事後追認案件になります。説明資料の1ページをご覧ください。転用場所は出雲ロイヤルホテルの道路を挟んで東側にある、同ホテルの第三駐車場のさらに東隣りに位置する田2筆です。詳細な位置につきましては、2ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は、駐車場です。面積については、転用面積・事業面積がともに653㎡です。申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域になります。農地区分は第3種農地です。許可該当条項は、施行規則第44条第3号の用途地域に該当します。

事業計画について説明します。申請者は、平成10年に店舗兼住宅を建築する目的で申請地を購入していますが、計画が変更となり別の場所に建築したため、申請地はそのままとなっていました。その後、申請地周辺には住宅や事業所があり、駐車場の需要があるとの見込みから、許可を得ずに駐車場を整備し貸出、利用していたものです。資金計画につきましては、事後追認のため、追加支出はありません。

次に説明資料4ページをご覧ください。受付番号2番の案件についてご説明いたします。転用場所は一畑電車大社線高浜駅から南東方向に約100mの田2筆、畑2筆です。詳細な位置につきましては、5ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は、共同住宅です。面積については、転用面積・事業面積がともに2,664㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域になります。農地区分は第3種農地です。土地利用計画との調整については、平成25年9月30日に農用地区域から除外されています。許可該当条項は、施行規則第43条第2号の公共300に該当します。

事業計画について説明します。申請地は、周辺を住宅及び県道に囲まれた場所であり、鉄道駅から約100mの位置にあります。需要があるとの見込みから、自己所有地に共同住宅を建築し、経営を行うものです。資金計画につきましては、所要資金額3億530万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。

これに対する資金調達は、自己資金及び借入金で賄う計画で、融資機関の審査結果の通知書を確認しています。

次に説明資料7ページをご覧ください。受付番号4番の案件についてご説明いたします。転用場所は島根県立大学出雲キャンパスから南西方向に約200mの田2筆です。詳細な位置につきましては、8ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は、共同住宅です。面積については、転用面積・事業面積がともに2,462㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の区域になります。農地区分は第2種農地です。許可該当条項は、施行規則第45条第2号の公共500に該当します。

事業計画について説明します。申請地は、県立大学出雲キャンパスに近く、今後も学生からの需要が見込まれることから、自己所有地に共同住宅を建築し、アパート経営を行うものです。資金計画につきましては、所要資金額2億5000万円で、内訳は説明資料に記載のとおりです。これに対する資金調達は、借入金で賄う計画で、融資機関の融資証明書を確認しています。

また、説明案件基準には該当しない事後案件が3件ございましたので、簡単に説明いたします。

受付番号6番の案件は、平成5年頃から庭の用地として利用してきたものです。

受付番号9番の案件は、昭和60年代より前から物置の用地として利用してきたものです。

受付番号10番の案件は、昭和61年頃から自治会公民館用地の一部として利用してきたものです。

いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

その他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。今回申請のありました全12案件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、議第150号農地法第4条の規定による農地等の許可申請について何かご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見はないものとして認めます。
尚、この案件には関与委員はおりません。

議長 続きまして、議第150号農地法第4条の規定による農地等の許可申請法定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって議第150号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。
次に、議第151号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び関連がございますので、議第152号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

大野主事 それでは、議第151号の5条申請についてご説明いたします。

議案書は8ページから12ページ、説明資料は10ページから27ページ、参考資料は19ページから54ページになります。今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が16件、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が3件で合計23件提出されております。今月の説明案件は4件ございます。なお、5月開催予定の第38回常設審議会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております。今月からは8件を諮問する予定です。

それでは、個別の案件について説明します。議案書8ページの受付番号6番についてご説明いたします。説明資料の10～12ページをご覧ください。転用場所は、出雲ドームの北約200mの位置にある田3筆です。詳細な位置につきましては、11ページの付近案内図でご確認ください。転用目的は『建売分譲地』です。転用面積は2,987㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第1種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で住宅建築業及び不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、建売分譲地を造成し、住宅10棟を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億5千万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書9ページの受付番号8番についてご説明いたします。説明資料の13～15ページをご覧ください。転用場所は、中野団地から西に150mにある田2筆です。転用目的は『貸住宅』です。転用面積は1,936㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2

種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第45条第2号に規定する「街区形成」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で建築工事業及び不動産業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、戸建の借家住宅13棟を建築する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1億5千5百万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

続いて、議案書9ページの受付番号9番についてご説明いたします。説明資料の16～18ページをご覧ください。転用場所は、(株)ジェイ・エム・エス出雲工場から北に約200mの田10筆です。転用目的は『機材・資材置場』です。転用面積は3,964.31㎡で、すべて田です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で土木工事業を営んでいる法人です。この度、申請地を取得し、機材、資材置場を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額8百万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

続いて、議案書11ページの受付番号18番についてご説明いたします。説明資料の19～21ページをご覧ください。転用場所は、フジキ出雲店の北の田3筆、畑1筆です。詳細な位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『駐車場』です。転用面積は1,203.02㎡です。権利の種類は、賃借権の設定です。申請地の農地区分は、第1種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号に規定する「集落接続」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で自動車販売業を営んでいる法人です。この度、申請地を賃借し、展示用駐車場及び来客用駐車場を整備する計画です。資金計画につきましては、1年分の賃借料を含めた所要資金額は284万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の残高証明を確認しています。

続いて、議案書11ページの受付番号20番についてご説明いたします。説明資料の22～24ページをご覧ください。転用場所は、平成26年2月転用許可済みの乾燥調製施設の隣です。位置につきましては、付近案内図でご確認ください。転用目的は『農業用機械格納庫』です。転用面積は1,661㎡で、すべて田です。権利の種類は、賃借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地区域内農地です。転用にあたっての許可該当条項は、農地法第5条第2項ただし書きに規定する「農業用施設」に該当します。

事業計画についてご説明します。事業者は、市内で農業を営んでいる法人です。この度、申請地を賃借し、農業用機械格納庫を建設し、あわせて資材置場及び駐車場を造成する計画です。資金計画につきましては、所要資金額1,100万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、計画者の預金通帳を確認しています。

以上で、議第151号のご説明を終わらせていただきます。

続いて、議第152号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は13ページ、説明資料は1～3ページ、参考資料は29～30ページになります。

今月の申請は、所有権の移転を伴わない変更が1件、所有権の移転を伴う変更が1件提出されております。事業計画変更については、今月分の説明案件は1件ございます。

議案書13ページの受付番号1番ですが、先程4条申請の際に、受付番号1番で説明致しましたが、変更内容について改めてご説明します。説明資料の1～3ページをご覧ください。平成10年当時の許可では、自身の住宅と店舗を建築予定でしたが、それぞれ他の場所で求めたため不要となりました。そこで、周辺住民及び事業所の要望により貸駐車場として整備したものです。尚、申請地は既に転用されており、追認案件となります。その他の事業の概要につきましては、議案に記載しておりますのでご確認ください。

説明案件は以上ですが、今月は事後追認の案件が2件ありました。追認案件につきましては議案にその旨表示しておりますので、ご確認ください。いずれも申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を求めて、今後は農地法に違反することのないよう指導しております。

これで説明を終わりますが、その他の案件につきましては、議案書の一覧で確認いただきますようお願いいたします。

今月申請のありました5条申請23件につきましては、いずれも農地法第5条第2項に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議 長 この案件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 それでは、質問、意見はないものと認めます。

尚、こちらの案件につきましては、関与委員はおりません。

議第151号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認につ

いて、及び議第152号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって議第151号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第152号を決定いたします。

次に、議第153号非農地証明について、を議題いたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

西村主事 それでは議第153号、非農地証明の申請について説明します。

議案書の14ページ及び説明資料25ページから26ページをご覧ください。

今月は1件の申請がありました。申請地は、多伎町口田儀の畑1筆、計1,094㎡です。説明資料の25ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料26ページの現況写真をご確認ください。申請地は、傾斜地であるほか、耕作道がなく、申請地に行くためには鉄道を横断しなければならず機械の搬入が難しいため、40年以上前から耕作されず、現在は山林となっています。現地確認は4月8日に持田農業委員、玉川推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はなく、また、相続以外の権利関係等の異動はございません。

本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情（傾斜地であり耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議長 担当農業委員さん、補足はございますか。

持田委員 先ほど、事務局職員から説明がありましたが、4月8日に現地確認をしまして説明資料、写真のとおりであります。

議 長 事務局、担当農業委員から説明がございましたのが、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 それでは、議第153号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。
よって議第153号は承認いたします。
予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議 長 その他、何かございませんか。

議 長 それでは以上で、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本会を閉会いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時40分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

常松事務局長、今岡次長、松崎主任、西村主事、大野主事、林主事

農業振興課農政企画係

金山主任

農業振興課農地利用調整係

佐藤係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員

